

第93回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2026年6月26日（金曜日）
午前10時（開場午前9時）

開催場所 東京都中央区日本橋箱崎町42-1
東京シティアターミナル内1F
T-CATホール

※前回と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。

郵送等による議決権事前行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

当日ご出席されない株主様におかれましては、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただくか、パソコン又はスマートフォンからご行使くださいますようお願い申し上げます。

目次

第93回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役2名選任の件	
事業報告	13
連結計算書類	30
計算書類	45
監査報告書	54

- 本年は、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
- 株主総会決議通知の発送は取り止め、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、予めご了承ください。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。また、スマートフォン、携帯電話等による通信・通話もご遠慮願います。

株主各位

東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号
塩水港精糖株式会社
代表取締役社長 木村 成克

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第93回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ensuiko.co.jp/ir/invite.php>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない株主様におかれましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載
の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛
否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送
いただくか、パソコン又はスマートフォンからご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時（開場午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋箱崎町42-1 東京シティエアターミナル内1F T-CATホール ※前回と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いた だき、お間違いのないようご注意ください。
3 会 議 の 目 的 事 項	報告事項 (1) 第93期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類 報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第93期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

■ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第13条の規
定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査を
した書類の一部であります。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

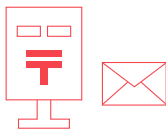
■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以 上

議決権行使についてのご案内

事前に議決権を行使していただく場合

■ 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、下記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限 ▶ 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

■ インターネットによる議決権行使



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) をパソコン、スマートフォン又はタブレットを用いてご利用いただくことよってのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、スマートフォン以外の携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

行使期限 ▶ 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

インターネットによる
議決権行使に関するお問合せ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524 受付時間 9:00~21:00 (年末年始を除く)

スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください



ネットで招集から「スマート行使」へ簡単アクセス！

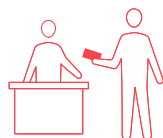


「スマート行使」をスムーズにご利用いただけるよう、カメラボタンを設置。QRコードを撮影いただけます。

▶ ネットで招集は右記のQRコードからご覧いただけます
※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会
開催日時

▶ 2026年6月26日（金曜日）午前10時
(開場午前9時)

！ ご注意事項

- 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、本総会に関するのみ有効です。
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。インターネットによる議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的かつ安定的な利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。配当につきましては、事業基盤の構築・強化を進めるとともに、安定的な利益確保と財務の健全性、事業環境等の状況を総合的に勘案し、決定する方針です。

砂糖業界は国策としての砂糖制度の中に存在し、国内砂糖農家をはじめとした国産糖従事者の保護のため、当社を含む各精糖メーカーは永年に亘り多大な貢献をしてまいりました。当社は今後とも国土保全、離島政策、輪作体系保護等、国益に資するあらゆる政策維持のため、砂糖制度への責任を果たす一方、株主の皆様への利益還元につきましても維持・強化に努めていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、この点につきまして格段のご理解を賜りますれば幸いに存じます。

上記の基本方針・諸状況に加え、当期の業績動向及び財政状態等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は550,393,080円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役久野修慈、田畑貴史、杉山拓也及び濱保健一の各氏は任期満了となり、加藤敦広氏は辞任されます。

つきましては、当社及び当社グループを取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	ひさの しゅうじ 久野 修慈 (満90歳)	代表取締役会長	15回／16回
2	再任	たばた たかし 田畑 貴史 (満61歳)	常務取締役	16回／16回
3	再任	すぎやま たくや 杉山 拓也 (満56歳)	取締役	16回／16回
4	再任	はま やす けんいち 濱保 健一 (満58歳)	取締役	16回／16回
5	新任	いとう あきら 伊藤 明 (満63歳)	—	—

1

久野 修 慈

再任

- 生年月日
1936年1月22日生（満90歳）
- 取締役在任年数
18年
- 取締役会への出席状況
15回／16回
- 所有する当社の株式数
69,331株

略歴、当社における地位及び担当

1963年 6月 大洋漁業株式会社（現Umios株式会社）入社
 1983年 4月 同社 取締役
 1985年 4月 同社 常務取締役
 1987年 1月 同社 代表取締役専務
 1990年 6月 当社 代表取締役社長
 2005年 4月 当社 会長
 株式会社パールエース 代表取締役社長
 2008年 6月 当社 取締役会長
 2009年 5月 株式会社パールエース 最高顧問
 2012年 6月 当社 代表取締役会長
 2021年 4月 当社 代表取締役会長兼社長
 2023年 6月 当社 代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

久野修慈氏は、長年砂糖業界をリードしてきた豊富な経験と優れた経営能力を有しており、その卓越した指導力を引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

2

田畑 貴 史

再任

- 生年月日
1965年4月20日生（満61歳）
- 取締役在任年数
4年
- 取締役会への出席状況
16回／16回
- 所有する当社の株式数
16,439株

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
 2017年 6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ リスク統括部長
 株式会社みずほ銀行 リスク統括部長
 2020年 6月 当社 常勤監査役
 太平洋製糖株式会社 監査役
 2022年 6月 当社 取締役
 太平洋製糖株式会社 取締役（現任）
 2024年 6月 当社 取締役バイオ事業部長
 2025年 6月 関西製糖株式会社 取締役（現任）
 当社 常務取締役統括兼事業推進・調整担当
 2025年12月 当社 常務取締役事業推進開発部長 兼 経理財務部長（現任）

重要な兼職の状況

太平洋製糖株式会社 取締役
 関西製糖株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

田畑貴史氏は、金融機関を通じて培った豊富な知識・見識を活かし、特にコンプライアンスやリスクマネジメントに精通しております。また、工場運営の経験も有しており、これらの経験や知見を、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

3

すぎ やま たく や
杉山 拓也

再任

- 生年月日
1970年2月25日生（満56歳）
- 取締役在任年数
8年
- 取締役会への出席状況
16回／16回
- 所有する当社の株式数
35,800株

略歴、当社における地位及び担当

1992年4月 当社 入社
 2015年4月 株式会社パールエース 執行役員営業本部関西支店副支店長
 2017年4月 当社 事業本部砂糖事業部 部長
 2017年6月 当社 執行役員事業本部砂糖事業部長
 2018年6月 当社 取締役事業本部副本部長兼砂糖事業部長
 2019年6月 当社 取締役事業本部副本部長兼砂糖事業部長兼オリゴ事業部長
 2020年10月 当社 常務取締役
 2021年4月 当社 取締役砂糖事業部長
 2021年10月 当社 常務取締役砂糖事業部長
 2022年6月 当社 常務取締役営業推進・物流・糖類担当
 2023年6月 当社 取締役物流担当
 2024年5月 当社 取締役砂糖事業部長兼食品事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

杉山拓也氏は、当社営業部門、事業部門における長年の経験と幅広い知識を有しております。これらの経験や知見を、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

4

はま やす けん いち
濱保 健一

再任

- 生年月日
1967年7月2日生（満58歳）
- 取締役在任年数
4年
- 取締役会への出席状況
16回／16回
- 所有する当社の株式数
26,257株

略歴、当社における地位及び担当

1992年4月 当社 入社
 2014年4月 当社 事業本部砂糖事業部 部長
 2015年4月 当社 執行役員事業本部砂糖事業部原料担当
 2020年6月 当社 常務執行役員事業・販売推進本部砂糖事業部長
 2021年4月 当社 執行役員海外・原料担当
 2022年6月 当社 取締役原料・砂糖事業担当
 2024年5月 当社 取締役原料資材部長（現任）

取締役候補者とした理由

濱保健一氏は、長年に亘り当社原料調達部門を担当し、同分野において豊富な経験を有しております。これらの経験や知見を、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

5

いとう
伊藤あきら
明

新任

■ 生年月日

1963年1月21日生（満63歳）

■ 取締役在任年数

—

■ 取締役会への出席状況

—

■ 所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月 ハイイツ日本株式会社 入社
2011年4月 同社 家庭用東日本支店部長
2013年4月 同社 家庭用営業企画部スーパーバイザー
2014年4月 大東製糖株式会社 入社
2022年7月 同社 執行役員営業二部部长（現任）

重要な兼職の状況

大東製糖株式会社 執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤明氏は、砂糖メーカーでの長年にわたる業務執行を通じて当業界に精通しており、豊富な経験と見識を有しております。これらの経験や見識を、当社経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 伊藤明氏は、大東製糖株式会社の執行役員を兼務しております。なお、同社は当社と取引関係があります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2026年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は、取締役会の承認を踏まえ、全額会社負担としております。

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山下裕司氏は任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

やま し た ゆ う し
山下 裕 司

再任

■ 生年月日

1951年3月22日生（満75歳）

■ 監査役在任年数

3年

■ 取締役会への出席状況

16回／16回

■ 監査役会への出席状況

17回／17回

■ 所有する当社の株式数

34,475株

略歴、当社における地位

1973年4月 当社 入社
 1999年6月 当社 取締役総務人事部長
 2002年6月 当社 常務取締役
 2004年1月 当社 専務取締役
 2005年4月 当社 代表取締役専務
 2008年6月 太平洋製糖株式会社 代表取締役社長
 当社 取締役
 2014年5月 太平洋製糖株式会社 取締役
 当社 代表取締役社長
 関西製糖株式会社 取締役
 2014年10月 株式会社パールエース 代表取締役社長
 2019年6月 当社 代表取締役副会長
 2021年6月 当社 取締役相談役
 2022年6月 当社 取締役
 2023年6月 当社 監査役（現任）

監査役候補者とした理由

山下裕司氏は、当社グループでの企業経営における豊富な経験と見識を有しており、工場現場にも精通しております。その豊富な経験と見識から取締役の業務執行を監査するための適切な人材と判断するものであります。

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2026年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。候補者が選任された場合には、候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は、取締役会の承認を踏まえ、全額会社負担としております。

補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。補欠監査役候補者は次のとおりであり、尾滝亨氏は現社内監査役の山下裕司氏の補欠としての候補者、山口秀巳氏は現社外監査役の渡部以光氏及び金澤賢一氏の補欠としての候補者であります。

補欠監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

1

お たき とおる
尾 滝 亨

■ 生年月日

1962年4月10日生（満64歳）

■ 所有する当社の株式数

22,435株

略歴、当社における地位

1986年4月 大洋漁業株式会社（現Umios株式会社） 入社
 2005年4月 株式会社パールエース 取締役
 2005年6月 当社 取締役
 2008年6月 株式会社パールエース 常務取締役
 2014年6月 当社 常務取締役
 2014年10月 株式会社パールエース 専務取締役
 2017年6月 当社 専務取締役
 2018年6月 株式会社パールエース 取締役副社長
 2020年6月 同社 取締役
 2023年6月 株式会社パールフーズ 代表取締役社長（現任）
 2024年5月 株式会社パールエース 専務取締役 糖類部長
 2025年6月 同社 専務取締役 営業本部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社パールフーズ 代表取締役社長

補欠社内監査役候補者とした理由

尾滝亨氏は、当社グループでの企業経営における豊富な経験と見識を有しており、営業分野にも精通しております。その豊富な経験と見識から取締役の業務執行を監査するための適切な人材と判断するものであります。なお、同候補者は現任社内監査役の補欠として選任されるものであります。

取締役及び監査役スキルマトリックス（特に期待する分野3つまで）

※2026年6月26日以降の予定

氏名		企業経営	財務会計	法務	人財戦略	製造研究	営業販売	IT
取締役	久野修慈	●		●			●	
	木村成克	●					●	●
	酒井英喜	●				●		
	波多野雅	●					●	
	伊藤哲也	●				●		
	小田俊一	●		●	●			
	田畑貴史	●	●			●		
	杉山拓也					●	●	
	和田守真					●	●	
	濱保健一					●		
	赤星礼子		●					
	三和彦幸	社外	●	●				
	阿部奈美	社外	●			●		
伊藤明	社外	●				●		
監査役	山下裕司	●			●	●		
	渡部以光	社外	●	●				
	金澤賢一	社外	●	●				

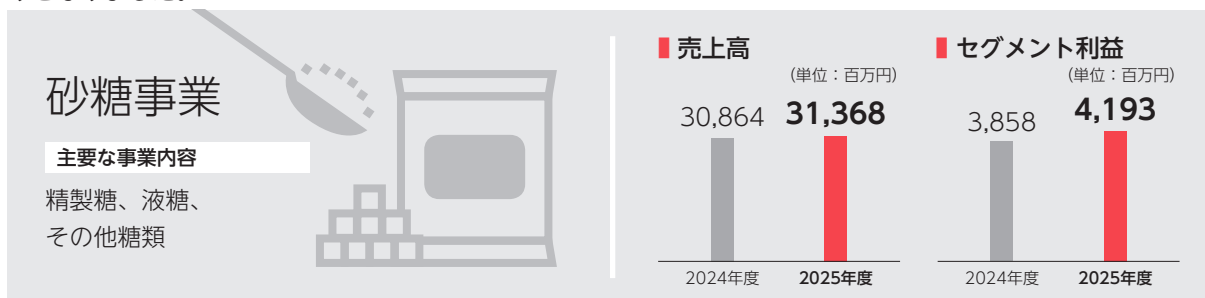
事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く一方で、国際情勢の不安定化、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の上昇圧力、円安進行、物価上昇懸念など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、当社グループはお客様、地域社会、関係取引先、従業員及びその家族の安全と健康を確保することを最優先に、生活必需品である砂糖や、オリゴ糖をはじめとした機能性素材等の製品を安定して消費者の皆様にお届けすることを第一義に考え、お客様のおなかの健康に貢献する「おなかにやさしい会社」として、砂糖事業及びバイオ事業の計画達成に向けて全力で取り組んでまいりました結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。



海外原糖市況は、ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限、1ポンド当たり）において18.89セントで始まり、4月初旬に高値19.63セントをつけましたが、米国の関税政策をきっかけとした市場のリスクオフの雰囲気から期初から値を下げる展開となりました。10月以降、砂糖主要生産国ブラジルの生産ペースが前年を上回り、年明け1～2月には、タイやインドでも順調な生産が続いたため市場に供給過剰感が広がったことから、2月中旬には5年ぶりの安値13.78セントまで下落しました。その後は、中東情勢の緊張による原油高でブラジルがエタノールへシフト、砂糖の供給減少懸念から反発となり、結局15.52セントで当期を終了しました。

国内市中価格（日本経済新聞掲載、上白大袋1kg当たり）は、期初249円～251円で始まり、11月下旬に241円～243円に値を下げ、同水準のまま当期を終了しました。

精糖及びその他糖類など国内販売では、家庭用製品が低調に推移したものの、業務用製品においては、大阪万博開催をはじめとした観光・インバウンド需要等の増加により、売上高は前年同期を上回りました。

以上の結果、砂糖事業全体の売上高は31,368百万円（前連結会計年度比1.6%増）、セグメント利益は4,193百万円（前連結会計年度比8.7%増）となり、それぞれ過去最高を更新いたしました。

バイオ事業

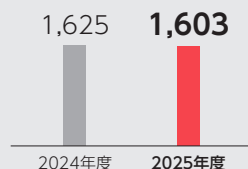
主要な事業内容

乳糖果糖オリゴ糖、サイクロデキストリン、シア属植物エキス末、ビーツ関連商材



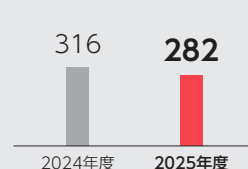
売上高

(単位：百万円)



セグメント利益

(単位：百万円)



オリゴ糖部門は、引き続き美容家・I K K O氏と落語家・林家つる子氏をメインキャラクターに据え、“オリゴのおかげ＝腸活”の認知向上を図る広告展開を行いました。大容量タイプ等のコアユーザー向け商品は堅調に推移したものの、一部の家庭用及び業務用製品の販売が低調に推移したため、売上高は前年同期を下回りました。

サイクロデキストリン部門は、一部ユーザー向けの大口受注が入るなど、売上高は前年並みとなりました。

ビーツ部門は、ECサイトでの販売を中心に展開し、売上高は前年並みとなりました。

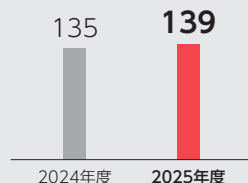
以上の結果、バイオ事業全体の売上高は1,603百万円（前連結会計年度比1.3%減）、セグメント利益は282百万円（前連結会計年度比10.7%減）となりました。

その他



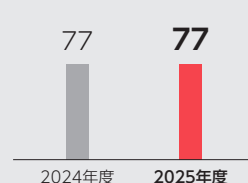
売上高

(単位：百万円)



セグメント利益

(単位：百万円)



その他の事業につきましては、ニューE S Rビル事務所の一部賃貸等を行い、所有不動産の活用に努めました結果、売上高は139百万円（前連結会計年度比2.8%増）、セグメント利益は77百万円（前連結会計年度比0.2%減）となりました。

以上の結果、当期の売上高は32,982百万円（前連結会計年度比1.4%増）、営業利益は3,047百万円（前連結会計年度比5.8%増）、経常利益は3,339百万円（前連結会計年度比9.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,765百万円（前連結会計年度比29.4%増）となり、売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益はそれぞれ過去最高を更新いたしました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、砂糖製造設備改善工事等772百万円であります。これらの投資のうち、当連結会計年度の支払資金は、自己資金及び借入金にて充たいたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は各種経済政策の効果もあり、実質賃金の上昇や個人消費の持ち直しが期待される一方、不安定な為替相場の推移や海外経済の不確実性、さらには原材料・エネルギー価格の動向など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

かかる環境の下、当社及び当社グループは、国民の生活を支える基礎的食品である砂糖や、オリゴ糖をはじめ健康付加価値のある機能性素材等を、消費者の皆様に安定してお届けすることを第一義とし、政府の食料安定供給に関する指針に沿い、非常時においても安全安心な製品を安定的に供給することが食品会社に課せられた使命であるとの認識の下、品質管理及び危機管理体制の強化、環境変化にも適応した事業体制の構築と経営基盤のさらなる強化に努めてまいります。

なお、当社グループでは、2027年3月期から2031年3月期を対象とした中期経営計画「NEXT 2030」を策定し、2026年5月8日に開示いたしました。本計画に基づき、砂糖事業の安定的な収益確保と、バイオ事業（オリゴ・ビーツ）を中心とした収益基盤の多角化に向けた諸施策を着実に実行し、持続的な企業価値の向上に邁進してまいります。また、『おなかにやさしい』を軸として、健康社会に貢献し、未来を創る企業集団への変革を目指してまいります。

かかる中、以下のとおり各事業を推進してまいります。

砂糖事業につきましては、高甘味度甘味料の台頭や人口減少により、砂糖消費量は年々減少傾向にあります。事業の維持・成長には、身体の大事なエネルギー源である砂糖の正しい知識を普及させ消費減退に歯止めをかけるとともに、強固な収益基盤を構築することが不可欠です。前期においては国際相場の下落等を受け約7年ぶりとなる価格改定（値下げ）を実施いたしました。引き続きコスト管理の徹底と適正価格での販売に注力し、市場の再活性化に取り組んでまいります。

バイオ事業につきましては、オリゴ糖部門は主力製品「オリゴのおかげ」シリーズにおいて、従来の健康意識層に加え、美容意識の高い層など多様な顧客層へのアプローチを強化しております。また、昨年発売した「さとうきびオリゴ」は、ナチュラル志向のユーザー層を取り込み順調に配荷が進んでおり、今後も幅広い認知拡大と販売促進に努めてまいります。

ビーツ部門につきましては、事業の収益化と第3の柱への成長を目指し、お客様のニーズを柔軟に取り入れ、「ビーツのおかげ」としてリニューアルいたしました。当社の「乳糖果糖オリゴ糖」を配合し、シンプルかつバランスの良い味わいに仕上げた本製品について、ECサイトを主軸とした展開により拡販に注力し、国内におけるビーツの普及と売上伸張を図ってまいります。

サイクロデキストリン部門につきましては、引き続き技術改善と生産効率の向上を図り、安定的な収益性の確保に努めてまいります。

新商品開発につきましては、砂糖の持つ多機能性（保水、防腐、酸化防止等）に着目した新たな価値提案を継続するとともに、提携先各社とのシナジーを活かした新商品・新素材の具体化を推進してまいります。

フジ日本株式会社とのアライアンスにつきましては、2025年10月に締結した契約に基づき、現在プロジェクトチームによる協議を継続しております。精糖分野における共同生産・購買・ロジスティクスの効率化によるコスト削減・CO2削減、バイオ分野における両社の強みを活かした新素材・商品の共同開発など、シナジーの最大化を目指してまいります。

大東製糖株式会社との業務提携の状況につきましては、「新事業・新商品開発」「既存事業強化」「販売体制強化」「社会貢献活動」の4項目を軸に、両社の販売網を活かした協働体制の深化などを進めております。社会貢献活動におきましても、当社役員が「クローバースマイルズアクト」の評議員に就任し、ビーチクリーンアップ活動を共同開催するなど、協業体制は着実に強化されております。

株主の皆様におかれましては、かかる現状につきまして格段のご理解を賜りますとともに、今後とも格別のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	2022年度 第90期	2023年度 第91期	2024年度 第92期	2025年度 (当連結会計年度) 第93期
売上高 (百万円)	27,950	31,550	32,519	32,982
経常利益 (百万円)	731	2,127	3,052	3,339
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	498	1,475	2,136	2,765
1株当たり当期純利益 (円)	18.28	53.95	77.91	100.58
総資産額 (百万円)	25,877	27,507	29,405	31,813

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、「1. 当社グループの現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社パールエース	450百万円	100.0%	砂糖類の売買等

当社の連結子会社は2社、持分法適用関連会社は4社であります。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

(6) 主要な事業所

①当社

名称	所在地
本社	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号 ニューE S Rビル
糖質研究所	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号 ニューE S Rビル8階
関西営業所	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 新大阪トラストタワー2階
大阪工場	大阪府泉佐野市住吉町25番地 (2002年3月より関西製糖株式会社に賃貸 しております。)

②子会社

名称	所在地
株式会社パールエース	(東京都中央区)
株式会社パールフーズ	(東京都中央区)

(7) 従業員の状況

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
83名	増1名	46.4歳	14.5年

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44名	増1名	45.1歳	17.0年

(8) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	2,106
株式会社三菱UFJ銀行	1,416

(注) 1. 上記の額にはシンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社みずほ銀行 80百万円

2. 当社は運転資金の安定化及び効率化を図る目的のため、借入極度総額3,200百万円のコミットメントライン契約を取引銀行2行との間で締結しています。

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日時点)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 35,000,000株 (自己株式数7,480,346株を含む。)
(3) 株主数 16,156名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
大東製糖株式会社	4,060 ^{千株}	14.76%
フジ日本株式会社	1,360	4.94
株式会社みずほ銀行	1,353	4.92
INTERACTIVE BROKERS LLC	704	2.56
三菱UFJ信託銀行株式会社	603	2.19
株式会社榎本武平商店	550	2.00
大東通商株式会社	500	1.82
大和証券株式会社	419	1.52
東京海上日動火災保険株式会社	340	1.24
新井 章生	245	0.89

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (7,480,346株) を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	76,000 ^株	12 ^名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2026年3月31日現在)

氏名	当社における地位	担当及び重要な兼職の状況
久野修慈	代表取締役会長	
木村成克	代表取締役社長	大東製糖株式会社 代表取締役社長 株式会社パールエース 取締役会長 太平洋製糖株式会社 取締役 関西製糖株式会社 取締役
酒井英喜	専務取締役	生産統括部長
波多野雅	常務取締役	営業部門担当 株式会社パールエース 代表取締役社長 大東製糖株式会社 取締役
伊藤哲也	常務取締役	事業開発・研究担当 兼 情報システム担当 南西糖業株式会社 取締役
小田俊一	常務取締役	総務人事部長 株式会社パールエース 監査役
田畑貴史	常務取締役	事業推進開発部長 兼 経理財務部長 太平洋製糖株式会社 取締役 関西製糖株式会社 取締役
杉山拓也	取締役	砂糖事業部長 兼 食品事業部長
和田守真	取締役	オリゴ事業部長
濱保健一	取締役	原料資材部長
赤星礼子	取締役	経理財務部経理担当部長
三和彦幸	取締役	公認会計士 税理士
加藤敦広	取締役	大東製糖株式会社 取締役
阿部奈美	取締役	株式会社ルネサンス 取締役
山下裕司	常勤監査役	
渡部以光	監査役	税理士 税理士法人高野総合会計事務所 代表社員
金澤賢一	監査役	弁護士

- (注) 1. 取締役三和彦幸氏、取締役加藤敦広氏及び取締役阿部奈美氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役渡部以光氏及び監査役金澤賢一氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役渡部以光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役金澤賢一氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役三和彦幸氏及び取締役阿部奈美氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当事業年度中に退任した役員は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の会社における地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況
及川智明	2025年11月30日	辞任	取締役	経理財務部長

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。また、2026年7月に当該契約を更新する際は、同内容での更新を予定しております。なお、保険料は、取締役会の承認を踏まえ、全額会社負担としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役及び監査役の報酬は、役位及び職務遂行への対価としての基本部分に、当期における当社業績水準、業績への寄与度及び達成状況を加味した固定報酬です。このため、固定報酬から独立した業績連動報酬は採用しておりません。報酬額については、取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」が公平・公正な立場から検討を加えて取締役会へ答申し、取締役会での決議に基づき代表取締役が決定いたします。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	250	224	—	25	14
(うち社外取締役)	(17)	(17)	(—)	(—)	(3)
監査役	22	22	—	—	3
(うち社外監査役)	(12)	(12)	(—)	(—)	(2)
合計	272	246	—	25	17
(うち社外役員)	(29)	(29)	(—)	(—)	(5)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は14名（うち社外取締役3名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。
2. 取締役の支給人員につきましては、当事業年度末現在の員数と相違ありませんが、これは、2025年11月30日付をもって退任した取締役1名を含んでいること、及び当社から報酬の支給がない取締役1名を含んでいないためであります。なお、当該取締役は、当社100%子会社の株式会社パールエースから報酬を受け取っております。
3. 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において年額290百万円以内（うち、社外取締役分年額25百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役3名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において年額70百万円以内とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 非金銭報酬等については、2020年6月25日開催の第87回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記の報酬限度額とは別枠として、対象取締役（社外取締役を除く）に対して年額50百万円以内とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は9名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動した報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の原案を指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年4月20日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

② 決定方針の内容の概要

1) 基本的な考え方

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして効果的に機能することを基本とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、各取締役の担当事業の業績等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

a. 業績連動報酬

当社の場合、主たる事業である国内精製糖事業の業績が、その時々国内砂糖市況や海外原糖相場の外的要因により大きく変動することがあり、短期的には経営戦略の達成状況や取締役の業務執行の結果と連動しない場合があることから、原則として業績連動報酬は採用しておりません。

但し、今後の業績内容の変化に対しては考慮します。

b. 非金銭報酬等

取締役（社外取締役を除く）に対しては、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式（譲渡制限期間は当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位を退任又は退職等する日までの間とし、当該譲渡制限期間を満了した時をもって譲渡制限を解除する。）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとしております。

割当て時期については、定時株主総会終了後の7月開催の取締役会において決定します。

また、当社の取締役に割当てする譲渡制限付株式は事前交付型としており、対象取締役が本役務提供期間が満了する前に、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得するものとしております。

4) 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、各取締役の役位、職責、当社業績等に基づき、指名・報酬委員会において検討を行います。5) の委任を受けた代表取締役は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝9：1であります。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長久野修慈がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額（各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価分を含む。）としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければなりません。なお、株式報酬は指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の個人別の割当株式数を決議します。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2025年6月27日開催の取締役会で取締役の報酬関係について有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書に記載した内容を決議しております。当該内容は、2021年4月20日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	三 和 彦 幸	公認会計士 税理士
社外取締役	加 藤 敦 広	大東製糖株式会社 取締役
社外取締役	阿 部 奈 美	株式会社ルネサンス 取締役
社外監査役	渡 部 以 光	税理士 税理士法人高野総合会計事務所 代表社員
社外監査役	金 澤 賢 一	弁護士

- (注) 1. 大東製糖株式会社は、当社と取引関係があります。
2. 税理士法人高野総合会計事務所と当社との間には税務顧問契約があります。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	三 和 彦 幸	13回／16回 (81%)	—	<p>当事業年度開催の取締役会16回のうち13回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員長として、積極的にご発言いただき、役員を選任及び報酬の透明性と公正性を高めていただいております。</p> <p>株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。</p>
社外取締役	加 藤 敦 広	16回／16回 (100%)	—	<p>当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、商社での長年に亘る業務執行を通じて培った当業界への豊富な経験と見識を活かし、適宜ご発言をいただいております。</p>
社外取締役	阿 部 奈 美	12回／12回 (100%)	—	<p>2025年6月27日開催の第92回定時株主総会で取締役就任して以降開催された取締役会12回全てに出席し、報道機関における豊富な経験と経営に関する専門的な見識を活かし、適宜ご発言をいただいております。</p> <p>株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。</p>
社外監査役	渡 部 以 光	16回／16回 (100%)	17回／17回 (100%)	<p>当事業年度開催の取締役会16回全てに、また監査役会17回全てに出席しております。</p> <p>監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に税理士としての専門的見地から発言・質問を行い、また他の監査役、取締役等と意欲的に意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に取り組みました。</p>
社外監査役	金 澤 賢 一	16回／16回 (100%)	17回／17回 (100%)	<p>当事業年度開催の取締役会16回全てに、また監査役会17回全てに出席しております。</p> <p>監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に弁護士としての専門的見地から発言・質問を行い、重要な書類の閲覧、各部門や事業所の監査、子会社調査等を実施し、監査役会に報告しました。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められた場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社及びグループ会社の役職員が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任を果たし、倫理を尊重する行動がとれるように「塩水港精糖グループ企業倫理行動規準・社員行動規準」を定める。
 - 2) 「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する啓蒙教育を実施する等、当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。
 - 3) コンプライアンス委員会は、通常の指揮命令系統から独立した内部通報窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役職員が電話、電子メール、封書等によって自由に通報や相談が出来る仕組みを作る。
 - 4) 内部監査室は、各部門の業務執行が法令・定款に適合しているか内部監査を行う。

② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務執行に係る情報については「文書取扱規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

③ **損失の危険の管理に関する規定その他の体制**

- 1) 損失の危険の管理については、緊急時に「危機管理委員会」を開催するほか、毎年度1回以上委員会を開催し、品質管理をはじめとする各種リスク管理につき、必要な見直し・対応を検討する。
- 2) 当社が定常的に抱える業務上のリスクの管理体制については、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持って構築・運営する。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- 1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- 2) 役付役員を中心とした経営委員会により、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営委員会は毎月1回以上開催する。

⑤ **当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の報告に関する体制及び当社の子会社の損失の管理に関する規定その他の体制**

- 1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社は営業成績、財務状況、関係情報を当社へ定期的に報告を行う。
- 2) 子会社のリスク管理については、「関係会社管理規程」にて経営委員会により統括管理を行い、指示・情報伝達を行うとともにリスクの把握・管理を行う。

⑥ **子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

職務権限を明確化し、グループ事業戦略に基づき、グループ全体の経営目標を事業年度ごとに策定する。

⑦ **その他、当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- 1) 「塩水港精糖グループ企業倫理行動規程」により、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つ。
- 2) 当社管理部門において、100%子会社の会計及び業務執行の状況を定常的に監督する。
- 3) コンプライアンス委員会は、通常の指揮命令系統から独立した内部通報窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役職員が電話、電子メール、封書等によって自由に通報や相談ができる仕組みを作り、役職員に周知徹底する。

⑧ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- 1) 監査役から求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲内で監査役の職務を補助する使用人を配置する。

- 2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役からの独立性を確保する。
 - 3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、原則として、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従う。
- ⑨ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- 1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他報告が必要と思われる事項が生じたときは、直接又は内部監査室を経由して、遅滞なく監査役に報告する。
 - 2) 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、必要に応じて、担当する部門のリスク管理体制について報告する。
 - 3) 取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深めるとともに、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - 4) 監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室等との情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。
 - 5) 内部監査室は、「内部監査規程」に則り、監査が実施できる体制を整備し、監査役との緊密な連携を図る。
- ⑩ **子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**
- 1) 関係会社報告会及び子会社への内部監査等を通じて得た情報を当社監査役に定期的に報告する。
 - 2) 前号に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する報告を求めることができる。
- ⑪ **前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- ⑫ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 1) 当社は、監査役と協議の上、監査役職務を執行するのに必要な予算をあらかじめ定める。
 - 2) 当社は、予算の有無に拘わらず、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署と審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑬ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムを構築するとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関連法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力又は団体等とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、グループ全体として毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

② 反社会的勢力排除に向けた社内体制

1) 主管部署及び反社会的勢力対応責任者の設置

当社管理部門に反社会的勢力対応の主管部署を設置し、反社会的勢力に関する情報収集や外部機関との連携、マニュアル整備等を一元管理する。また、反社会的勢力対応責任者を設置し、不当要求に対し即時・適切に対応できる体制を構築する。

2) 外部専門機関との連携

警察等外部機関、並びに顧問弁護士等外部専門家への協力要請が速やかに行えるように、平時より連絡を密にする。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理等

新規取引先に対しては、取引開始前に商業データベース等により、反社会的勢力との関係性有無の調査を実施する。また万一相手方が反社会的勢力等であることが判明した場合、契約を解除できるよう、取引基本契約に反社会的勢力排除条項を規定し、反社会的勢力等の侵入排除に努める。また、既存取引先については取引規模・業種等の社内基準で抽出した取引先に対し定期的に調査を実施する。

株主については、上位先を対象とし、取引先に対する定期調査と同様の方法で調査を実施する。

4) マニュアル等の整備

反社会的勢力に対する基本方針及び不当要求への具体的な対処方法等を「反社会的勢力対応マニュアル」に定め、全社員に対し周知徹底する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規程等の遵守状況について問題のないこと、引き続き役職員はコンプライアンス意識を徹底した上で職務執行に努めることを確認いたしました。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役14名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行いたしました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社経営委員会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実施に努めました。

内部監査室は、代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、原則月1回の定例監査役会に加え適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会等の重要会議体に参加し、必要な場合は意見を述べました。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 売上高等の金額については、消費税等は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,766	流動負債	7,065
現金及び預金	2,892	支払手形及び買掛金	960
受取手形及び売掛金	2,102	短期借入金	2,600
商品及び製品	1,145	1年内返済予定の長期借入金	1,584
仕掛品	332	未払法人税等	719
原材料及び貯蔵品	1,186	未払消費税等	175
その他の	1,107	賞与引当金	65
		その他の	960
固定資産	23,047	固定負債	4,144
(有形固定資産)	9,575	長期借入金	2,546
建物及び構築物	2,278	退職給付に係る負債	—
機械装置及び運搬具	1,882	繰延税金負債	1,383
工具、器具及び備品	105	その他の	215
土地	5,185	負債合計	11,209
建設仮勘定	123	(純資産の部)	
(無形固定資産)	15	株主資本	17,137
ソフトウェア	9	資本金	1,750
その他の	6	資本剰余金	241
(投資その他の資産)	13,456	利益剰余金	18,008
投資有価証券	11,191	自己株式	△2,862
長期貸付金	1,742	その他の包括利益累計額	3,466
退職給付に係る資産	174	その他有価証券評価差額金	3,181
繰延税金資産	275	繰延ヘッジ損益	△11
その他の	71	退職給付に係る調整累計額	295
		純資産合計	20,603
資産合計	31,813	負債・純資産合計	31,813

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,982
売 上 原 価		26,471
売 上 総 利 益		6,510
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,462
営 業 利 益		3,047
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	44	
受 取 配 当 金	195	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	119	
そ の 他	39	398
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	99	
そ の 他	8	107
経 常 利 益		3,339
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	605	605
特 別 損 失		
減 損 損 失	3	3
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,940
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,181	
法 人 税 等 調 整 額	△7	1,174
当 期 純 利 益		2,765
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,765

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	1,750	241	15,656	△2,890	14,756
当期変動額					
剰余金の配当			△411		△411
親会社株主に帰属する当期純利益			2,765		2,765
自己株式の取得				－	－
自己株式の処分		△0		27	26
自己株式処分差損の振替		0	△0		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,352	27	2,380
2026年3月31日残高	1,750	241	18,008	△2,862	17,137

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2025年4月1日残高	1,750	2	109	1,862	16,618
当期変動額					
剰余金の配当					△411
親会社株主に帰属する当期純利益					2,765
自己株式の取得					－
自己株式の処分					26
自己株式処分差損の振替					－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,431	△13	186	1,604	1,604
当期変動額合計	1,431	△13	186	1,604	3,984
2026年3月31日残高	3,181	△11	295	3,466	20,603

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- 1 連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数 2 社 (株)パールエース、(株)パールフーズ)
- 2 持分法の適用に関する事項
持分法を適用した関連会社数 4 社 (太平洋製糖(株)、関西製糖(株)、南西糖業(株)、(株)ナルミヤ)
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は親会社と同一であります。
- 4 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券 市場価格のない …………… 時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
株式等以外のもの

市場価格のない …………… 移動平均法による原価法
株式等
 - ②デリバティブ取引の評価基準及び評価方法… 時価法
 - ③棚卸資産…………… 移動平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 (リース資産を除く)
建物及び構築物・機械装置……………定額法
運搬具・工具、器具及び備品……………定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 5～50年
機械装置及び運搬具 7～13年
 - ②無形固定資産 (リース資産を除く)
ソフトウェア……………定額法 (利用可能期間 5 年)
 - ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループは砂糖の製造、販売を主たる事業としております。当該販売取引については、顧客に商品及び製品が着荷した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、着荷時点において収益を認識しております。これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、リベートを控除した金額で測定しております。顧客との契約における対価にリベートの変動対価が含まれている場合には、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しており、返金負債は流動負債のその他に含めております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

退職給付に係る資産	174百万円
有形固定資産	9,575百万円

連結貸借対照表関係

- 1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。
投資有価証券（株式） 2,423百万円
- 2 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対する債務保証
太平洋製糖株 37百万円
- 3 有形固定資産の減価償却累計額 19,362百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

連結損益計算書関係

1 減損損失に関する事項

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額(百万円)
遊休資産	土地	神奈川県藤沢市	3

事業の種類別セグメントを基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグループピングを行っております。

上記場所の固定資産は、現在、遊休資産となっております。

当連結会計年度において、当該遊休資産の有効活用を検討してまいりましたが、その活用による投資額の回収が見込めないと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、当該遊休資産の売却による回収は極めて困難であるため、正味売却価額をゼロと評価し、帳簿価格を備忘価格まで減額しております。

連結株主資本等変動計算書関係

1 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 35,000,000株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	411	15.00	2025年 3月31日	2025年 6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 550百万円
- ② 1株当たり配当額 20.00円
- ③ 基準日 2026年3月31日
- ④ 効力発生日 2026年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品関係

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については金融機関からの借入によることを取組方針としております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内の与信管理規程によりリスク管理を行っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブについては、当社及び連結子会社において為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引、原料糖の価格変動リスクをヘッジする目的で粗糖先物を利用しております。

当社グループではデリバティブ取引を投機目的には利用しない方針であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（*2）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金並びに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券（*2）	8,746	8,746	—
② 長期貸付金	2,605	2,575	△30
資 産 計	11,351	11,321	△30
③ 長期借入金	4,130	3,947	△182
負 債 計	4,130	3,947	△182
④ デリバティブ取引（*1）	(19)	(19)	—

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(*2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,445

これらについては、「①投資有価証券」には含めておりません。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内
長期貸付金	864	1,741
合計	864	1,741

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,584	1,200	770	543	33	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表計上額とする金融商品及び金融負債

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,746	—	—	8,746
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
商品関連	—	—	—	—
資産計	8,746	—	—	8,746
デリバティブ取引				
商品関連	—	19	—	19
負債計	—	19	—	19

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期貸付金	—	2,575	—	2,575
資産計	—	2,575	—	2,575
長期借入金	—	3,947	—	3,947
負債計	—	3,947	—	3,947

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・

フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要ではないためレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

1 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,062	8,736	4,674
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	10	9	△0
小 計		4,072	8,746	4,673
合 計		4,072	8,746	4,673

デリバティブ取引関係

1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
	為替予約取引				
	売建	外貨建予定取引	—	—	—
	買建		—	—	—
原則的処理	米ドル				
	粗糖先物取引				
	売建	粗糖取引	224	—	△23
	買建		235	—	4
米ドル					
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建	買掛金	—	—	—
	米ドル				
	合 計		459	—	△19

賃貸等不動産関係

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都において賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）及び大阪府において賃貸用の工場建物を有しております。2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）は、98百万円であります。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日 における時価
	当連結会計 年度期首残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	
東京本社 (東京都中央区)	846	△9	836	2,039
大阪工場 (大阪府泉佐野市)	1,829	△20	1,808	800
合計	2,676	△30	2,645	2,839

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 主な変動

増加は、工場の賃貸用工場建物及び構築物の取得	119百万円
減少は、東京本社の賃貸用のオフィスビルの減価償却費等	10百万円
工場の賃貸用工場建物の減価償却費等	126百万円

(注3) 当連結会計年度末の東京本社及び大阪工場の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて社外の不動産鑑定士が算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

収益認識関係

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結計算書類 計上額 (注2)
	砂糖事業	バイオ事業	その他	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	31,296	1,562	—	32,858	—	32,858
その他の収益	—	—	123	123	—	123
外部顧客への売上高	31,296	1,562	123	32,982	—	32,982
セグメント間の内部売上高又は振替高	72	41	16	129	△129	—
計	31,368	1,603	139	33,112	△129	32,982
セグメント利益	4,193	282	77	4,554	△1,506	3,047

(注1) セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

(注2) セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債及び返金負債の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度末	
顧客との契約から生じた債権	2,102
契約資産	—
契約負債	—
返金負債	76

1 株当たり情報関係

1	1株当たり純資産額	748円70銭
2	1株当たり当期純利益	100円58銭

重要な後発事象関係

該当事項はございません。

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,024	流動負債	6,842
現金及び預金	1,159	買掛金	222
売掛金	2,180	短期借入金	3,200
商品及び製品	1,067	1年内返済予定の長期借入金	1,584
仕掛品	332	未払金	799
原材料及び貯蔵品	1,186	未払費用	196
関係会社短期貸付金	863	未払法人税等	637
その他	234	未払消費税等	157
		賞与引当金	26
		その他	18
固定資産	21,867	固定負債	4,026
(有形固定資産)	8,617	長期借入金	2,546
建物	1,974	退職給付引当金	192
構築物	161	繰延税金負債	1,200
機械及び装置	1,877	その他	88
車両運搬具	0	負債合計	10,869
工具、器具及び備品	96	(純資産の部)	
土地	4,383	株主資本	14,980
建設仮勘定	123	資本金	1,750
		資本剰余金	345
(無形固定資産)	13	資本準備金	345
ソフトウェア	8	利益剰余金	15,783
その他	5	利益準備金	282
(投資その他の資産)	13,236	その他利益剰余金	15,500
投資有価証券	8,365	別途積立金	2,930
関係会社株式	3,059	繰越利益剰余金	12,570
関係会社長期貸付金	1,740	自己株式	△2,897
長期前払費用	38	評価・換算差額等	3,042
繰延税金資産	—	その他有価証券評価差額金	3,042
その他	32	繰延ヘッジ損益	—
資産合計	28,892	純資産合計	18,022
		負債・純資産合計	28,892

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,939
売 上 原 価		15,996
売 上 総 利 益		5,942
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
販 売 費	1,771	
一 般 管 理 費	1,506	3,278
営 業 利 益		2,664
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	42	
受 取 配 当 金	189	
そ の 他	17	249
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	105	
支 払 手 数 料	3	
そ の 他	4	113
経 常 利 益		2,801
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	605	605
特 別 損 失		
減 損 損 失	3	3
税 引 前 当 期 純 利 益		3,402
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,040	
法 人 税 等 調 整 額	△4	1,036
当 期 純 利 益		2,365

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2025年4月1日残高	1,750	345	－	345	282	2,930	10,617	13,830
当期変動額								
剰余金の配当							△411	△411
当期純利益							2,365	2,365
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0				－
自己株式処分差損の振替			0	0			△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,952	1,952
2026年3月31日残高	1,750	345	－	345	282	2,930	12,570	15,783

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2025年4月1日残高	△2,925	12,999	1,709	0	1,710	14,710
当期変動額						
剰余金の配当		△411				△411
当期純利益		2,365				2,365
自己株式の取得	－	－				－
自己株式の処分	27	26				26
自己株式処分差損の振替		－				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,332	△0	1,331	1,331
当期変動額合計	27	1,980	1,332	△0	1,331	3,312
2026年3月31日残高	△2,897	14,980	3,042	－	3,042	18,022

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

a. 市場価格のない株式等…………… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理
以外のもの 　　　　　　　　　　　し、売却原価は、移動平均法により算定）

b. 市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法…時価法

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法…………… 移動平均法による原価法（収益性の低下による
簿価切下げの方法）

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物・構築物・機械及び装置……………定額法

車両運搬具・工具、器具及び備品……定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 5～50年

機械及び装置 7～13年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……定額法（利用可能期間5年）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念
債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してあり
ます。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込
額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6 ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

7 収益及び費用の計上基準

当社は砂糖の製造、販売を主たる事業としております。当該販売取引については、顧客に商品及び製品が着荷した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、着荷時点において収益を認識しております。これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、リベートを控除した金額で測定しております。顧客との契約における対価にリベートの変動対価が含まれている場合には、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しており、返金負債は流動負債のその他に含めております。

8 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

退職給付引当金	192百万円
有形固定資産	8,617百万円

貸借対照表関係

1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	2,276百万円
短期金銭債務	1,482百万円
2 有形固定資産の減価償却累計額	18,955百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

- 3 金融機関からの借入金に対する債務保証
太平洋製糖株式会社 37百万円

損益計算書関係

- 1 関係会社との取引高
関係会社に対する売上高 22,408百万円
関係会社からの仕入高 7,237百万円
関係会社とのその他営業取引高 867百万円
関係会社との営業取引以外の取引高 49百万円

2 減損損失に関する事項

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額(百万円)
遊休資産	土地	神奈川県藤沢市	3

事業の種類別セグメントを基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグループピングを行っております。

上記場所の固定資産は、現在、遊休資産となっております。

当事業年度において、当該遊休資産の有効活用を検討してまいりましたが、その活用による投資額の回収が見込めないと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、当該遊休資産の売却による回収は極めて困難であるため、正味売却価額をゼロと評価し、帳簿価格を備忘価格まで減額しております。

株主資本等変動計算書関係

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,480,346株

税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	60百万円
役員退職慰労金未払金	6百万円
その他	202百万円
繰延税金資産小計	269百万円
評価性引当額	△69百万円
繰延税金資産合計	200百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,400百万円
繰延税金負債合計	△1,400百万円
繰延税金負債の純額	△1,200百万円

関連当事者との取引関係

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	大東製糖(株)	直接 14.76	交換生産 受委託生産	交換生産	26	未収入金	0
				受託加工料	0	売掛金	0
				委託加工料	3	買掛金	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)パールエース	直接 100.0	粗糖の仕入並びに砂糖の販売等	砂糖の販売等	21,728	売掛金	2,106
				粗糖等の仕入	1,696	買掛金	196
				手数料の支払他	695	未払金	149
						未払費用	164
				資金の貸借	8,150	短期借入金	600
			資金の返済	7,550			
			役員の兼任	7	—	—	
関連会社	太平洋製糖(株)	直接 33.3	砂糖委託加工 資金援助	委託加工料	1,402	未払金	128
				資金の貸付	1,020	短期貸付金	863
				資金の返済	839	長期貸付金	1,740
				利息の受取	40		
			債務保証	37	—	—	
			役員の兼任				
関連会社	関西製糖(株)	直接 38.0	砂糖等の委託加工 設備賃貸	委託加工料	2,610	未払金	211
				賃貸料収入	675	売掛金	65
関連会社	南西糖業(株)	直接 49.9	粗糖の仕入 役員の兼任	粗糖等の仕入	1,151	買掛金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) (株)パールエースは、当社製品の総発売元であり、販売価格については市場の実勢価格により決定しております。
- (注2) 太平洋製糖(株)に対する委託加工料については、同社の総費用をもとに協議の上決定しております。
- (注3) 関西製糖(株)に対する委託加工料については、同社の総費用をもとに協議の上決定しております。
- (注4) 関西製糖(株)に対する設備賃貸料については、同社と協議の上合理的に決定しております。
- (注5) 南西糖業(株)からの粗糖の仕入については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない第三者と同じ条件によっております。
- (注6) 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報関係

1	1 株当たり純資産額	654円91銭
2	1 株当たり当期純利益	86円04銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	2,365百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	2,365百万円
普通株式の期中平均株式数	27,494千株

重要な後発事象関係

該当事項はございません。

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

塩水港精糖株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 千 保 有 之
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 新 藤 弘 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、塩水港精糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容及び連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

塩水港精糖株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 千 保 有 之
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 新 藤 弘 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

塩水港精糖株式会社 監査役会
常勤監査役 山下裕司 ㊟
監査役（社外監査役） 渡部以光 ㊟
監査役（社外監査役） 金澤賢一 ㊟

以上

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋箱崎町42-1 東京シティエアターミナル内1F

T-CATホール 電話 03-3665-7153 (代表)

地図URL : <https://www.hall.tcat-hakozaki.co.jp/access>

※前回と会場が異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



交通の
ご案内

東京メトロ半蔵門線
「水天宮前駅 直結」

東京メトロ日比谷線
「人形町駅」 A2 出口より徒歩7分

※A1出口は現在閉鎖中のため、他の出口をご利用ください。

都営地下鉄浅草線
「人形町駅」 A3 出口より徒歩8分

東京メトロ東西線
「茅場町駅」 4b 出口より徒歩8分

お願い：ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください
ますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/2112/>

